

## 三鷹市LED街路灯賃貸借更新事業プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

現在、三鷹市（以下「市」という。）では、賃貸借事業にてLED化した街路灯 10,821 灯と、市所有の街路灯 1,906 灯、合計 12,727 灯（令和 7 年 7 月末時点）を管理しているが、LED 化から 10 年が経過し、灯具の劣化等により適切な管理に支障をきたすことが危惧される状況にある。

本事業では、市が管理する街路灯全数を一斉に設備改修し、適切な維持管理や更なる環境負荷低減を目的として、市の趣旨と合致する優れた民間事業者の提案を受けるため公募型プロポーザル方式によって募集を行うものである。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名称

三鷹市LED街路灯賃貸借更新事業

#### (2) 契約件名

三鷹市LED街路灯賃貸借

#### (3) 契約方式及び契約期間

ア 契約方式：賃貸借契約

イ 契約期間：契約確定日から令和 18 年 3 月 31 日まで

※街路灯賃貸借更新に関する施工については、令和 8 年 12 月 19 日までとする。

ウ 賃貸借期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

エ 提案上限額

885,060,000 円（消費税額含む）

オ 支払い方法

令和 8 年 4 月から 10 年間の毎月均等払い

#### (4) 履行場所

三鷹市内全域

#### (5) 対象施設

12,727 灯を対象とする。（令和 7 年 7 月末時点）

#### (6) 業務範囲

業務範囲は以下のとおりとする。

詳細については、「三鷹市LED街路灯賃貸借更新事業 仕様書」を参照すること。

ア 現地確認・精査等

イ 電力契約の照合・電力契約申込・共架申請

ウ 街路灯管理システムのデータベースの更新・再構築

エ 街路灯管理プレートの設置

オ 設備改修等に係る計画の策定・設計・施工及び施工管理

カ 既設街路灯設備の撤去・リサイクル及び廃棄処分

キ 改修後設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ク コールセンターの設置・運営

#### (7) 事務局

三鷹市道路管理課整備係

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

三鷹市役所 第三庁舎  
電 話 : 0422-29-9708 (直通)  
E-mail : doro@city.mitaka.lg.jp

### 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

### 4 応募条件

#### (1) 応募者の資格要件

- ア 法人格を有する事業者であること。
- イ 日本国内の企業であること。
- ウ 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業及び共同企業体、あるいはグループ（複数の企業で構成）とすること。
- エ グループで応募する場合は、代表者を1者選定し、その代表者が応募者となり、グループを構成する企業（以下「構成員」とする。）を取りまとめ、本事業遂行に関するすべての責任を負うこと。また、応募者は事業役割を担い、資産の保有、市との連絡窓口、契約等諸手続きを行うこと。
- オ グループの場合は、各々の役割分担（事業役割、調査役割、施工役割、維持管理役割、金融役割）を明確にすること。
- カ グループの場合は、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出時にグループの構成員をすべて明らかにすること。
- キ 事業役割を担う者は、自治体の所有する街路灯の一斉更新事業において、元請（グループ応募においては事業役割を示す）として10,000灯以上の賃貸借またはESCO事業の実績を有していること。
- ク 施工役割及び維持管理役割を担う者の内、少なくとも1者は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- ケ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」の登録がされていること。

#### (2) 応募者及び工事下請業者等本事業に携わるすべての者の制限

- ア 市において指名停止されている者。
- イ 市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けている者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。
- オ 国税及び地方税を滞納している者。
- カ アからオまで掲げるもののほか、三鷹市長が特に不相当と認める事項に該当している者。

#### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載がされている場合。
- ウ 提出書類及び提出の方法が、本募集要項及び仕様書に定める事項に適合しない場合。
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

オ 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合。

カ 公示の日から契約確定日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

## 5 応募に関する留意事項

### (1) 地元業者の活用

施工及び維持管理の業務において、可能な限り市内の事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

### (2) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は応募者に無断かつ本事業に対する募集以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。ただし、市と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを市が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

### (4) 特許権

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

### (5) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、事業役割と構成員間の契約無効などのやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

### (8) 構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加することはできない。

### (9) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (10) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（様式第6号）により、事務局（2-（7）参照）までその旨を通知すること。

### (11) その他

応募者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し審査を行う。

## 6 事業全体スケジュール（予定）

	項目	日程
1	募集要項の配布（市ホームページで公開）	令和7年8月27日（水）～9月24日（水）
2	参加表明書類等の受付期間	令和7年8月27日（水）～9月24日（水）
3	質問受付期間	令和7年8月27日（水）～9月9日（火）

4	質問回答	令和7年9月17日（水）
5	提案書の受付期間	令和7年8月27日（水）～9月30日（火）
6	一次審査（書類審査）	令和7年10月上旬
7	一次審査結果の通知	令和7年10月20日（月） ※予定
8	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年10月29日（水） ※予定
9	二次審査の通知	令和7年11月13日（木） ※予定
10	契約内容の確定（詳細協議、事業計画書作成）	令和7年12月上旬 ※予定
11	契約の締結	令和8年1月上旬 ※予定

## 7 プロポーザルの公募

プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

### (1) 募集要項等の配布方法

令和7年8月27日から市ホームページで公表する。

### (2) 募集要項等に関する質問受付

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話または来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

#### ア 提出期間

令和7年8月27日（水）から令和7年9月9日（火）17時まで

#### イ 提出方法

電子メールとし、表題に「三鷹市LED街路灯賃貸借更新事業質問書」と明記する。

なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

#### ウ 提出先

事務局へ提出（2-（7）参照）

#### エ 質問に対する回答

令和7年9月17日（水）に、すべての質問に対する回答内容を市ホームページに掲載する。

## 8 参加表明書類等の受付

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

令和7年8月27日（水）から令和7年9月24日（水）17時まで

※持参の場合は、正午から午後1時を除く開庁時間内に事務局へ提出（2-（7）参照）すること。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

## 9 参加表明時の提出書類

次の提出書類に、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。ただし、情報量が膨大であり印刷及び綴じこみが現実的ではないと応募者が判断した場合は、PDF形式で保存した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）により提出できる。

### (1) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加する場合は、応募者が作成すること。

### (2) グループ構成表（様式第3号）

グループで参加する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役

割、調査役割、施工役割、維持管理役割、金融役割)を明確にすること。また、グループの構成員間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

(3) 印鑑証明書(写し可)

所管法務局発行の証明書で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

(4) 商業登記簿謄本(写し可)

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(5) 納税証明書(写し可)

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(6) 財務諸表等(写し可)

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。

(7) 企業概要等

ア 企業概要(様式第4号の1)

イ 企業状況表(様式第4号の2)

ウ 有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)

エ 各役割の責任者業務実績表(様式第4号の4)

オ 関連事業実績一覧表(様式第4号の5)

カ 建設業の許可証明書の写し(施工役割、維持管理役割を担う者)

キ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第5号の1)

ク 役員等氏名一覧表(様式第5号の2)

10 提案書の受付

応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。

令和7年8月27日(水)から令和7年9月30日(火)17時まで

※持参の場合は、正午から午後1時を除く開庁時間内に事務局へ提出(2-(7)参照)すること。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

11 提案書の提出

次の提出書類に、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部(正1部、副5部)提出すること。原則A4判の用紙とするが、A3判折り込み、カラー印刷も可とする。また、副本については、応募者及びグループ構成員の企業名を読み取れないようにすること。

(1) 提案書提出届(様式第7号)

(2) 提案総括表(様式第8号)

(3) 事業資金計画書(様式第9号)

(4) 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第10号)

(5) 街路灯管理システムに関する提案書(様式第11号)

(6) 工事中の対応・廃棄計画書(様式第12号)

(7) 使用機器提案書(様式第13号)

(8) エネルギー削減に関する提案書(様式第14号)

- (9) 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第 15 号）
- (10) 維持管理等提案書（様式第 16 号の 1～第 16 号の 2）
- (11) 本事業における独自提案書（様式第 17 号）
- (12) 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて（様式第 18 号）

#### 12 提案書における提示条件

- (1) 市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (2) 維持管理内容を記載した事業計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (3) 維持管理期間中に新設及び移管される街路灯についても、管理システムにデータを反映した上で契約終了まで維持管理を行うこと。
- (4) 事業中及び事業終了後は、市で使用している街路灯管理システムに調査、整合の結果を反映できる形式でデータを提出すること。事業中の提出頻度については詳細協議にて決定する。（別紙 1 既存街路灯データベース仕様書参照）

#### 13 審査及び審査結果の通知

##### (1) 審査

市の設置する選定委員会が、事業資金計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ性などの観点から総合的な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。評価基準については、「別紙 2 評価基準書」のとおりとする。なお申込者が 5 者を超えた場合、一次審査で 5 者に絞る。

##### (2) 一次審査（書類審査）

提出資料の内容について、選定委員会において参加資格、経営基盤、実績、提案内容及び見積金額の確認を行い、一定の基準を満たした事業者を一次審査合格とする事業者として選定する。

##### ア 結果通知（一次審査）

令和 7 年 10 月 20 日（月）に書面にて通知する。

##### (3) 二次審査（プレゼンテーション）

提案書を基にプレゼンテーションを実施する。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。その他の詳細事項は一次審査の結果通知と併せて通知する。

評価点が最も高く、かつ満点の 2 分の 1 以上の者を優先交渉権者とする。評価点が 2 番目に高く、かつ満点の 2 分の 1 以上の者を次点交渉権者とし、優先交渉権者が辞退した場合には、次点交渉権者が繰り上げで契約事業者となる。なお、審査内容については非公開とする。

##### ア 審査日程

令和 7 年 10 月 29 日（水）予定

##### イ 実施方法

1 応募者当たり約 40 分（応募者による提案要旨説明 20 分、質疑応答 20 分を予定）とし、出席者は 5 名以内とする。

(ア) プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。

(イ) 説明に用いる機器等（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の使用は可と

する。パソコンは応募者が持参とし、その他の設備については別途応募者の申し出により市で検討し回答とする。

(ゆ) プレゼンテーション当日に上記(ア)のパワーポイントの内容以外の追加資料を配布することは不可とする。

ウ 結果通知(二次審査)

令和7年11月13日(木)に市ホームページに公表する。

#### 14 契約に関する事項

(1) 市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う

(2) 優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者を契約の聴取相手とする。

(3) 選定結果の詳細(審査内容・選考過程等)についての問い合わせには回答しない。

また、異議の申し立てについては受け付けない。

#### 15 情報公開への対応

(1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(2) 提出された提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、提案書の提出時に所定の様式(様式第18号)で提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。